新型コロナウイルス関係 2.12④

令和２年２月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する資料（Q&A等）について

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について

厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」につきましては、令和２年２月３日付け（健Ⅱ242F）をもってご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省において、同事務連絡の補足資料（Ｑ＆Ａ）の内容が更新され、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）あて別添のとおり周知がなされましたので取り急ぎ情報提供させていただきます。

同Ｑ＆Ａにおいては、「帰国者・接触者相談センターは、明らかに疑い例に該当しないと思われる場合に、マスク着用等の感染予防を講じた上で、一般の医療機関に受診を促す」などの更新がなされております。

事　務　連　絡
令和２年２月７日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について
（その３）

新型コロナウイルス感染症について、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置等について事務連絡を発出し、それらについての補足資料も発出しましたが、今般、補足資料の内容を更新しましたので、ご連絡します。本資料を確認の上、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関して適切に運用いただくようお願いします。

【連絡先】
厚生労働省医政局地域医療計画課　03-3595-2194

※「保健衛生施設等設備整備費補助金」に関する問合せ
健康局総務課指導調査室　03-3595-2242

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A

（第３版）

○全般について

（問１）「帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター」を設置する目的は何ですか。

（答）感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきかが分からないという住民の方々の不安を軽減し、また、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできる限り防止する観点から設置するものです。

（問２）「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」は、何時までに整備すればよいのですか。

（答）概ね２月上旬までには整備してください。整備した際には、厚生労働省に報告をお願いします。

（問３）「帰国者・接触者外来」は、いつまで継続すればよいのですか。

（答）新型コロナウイルス感染が、仮に地域全体にまん延した場合には、「帰国者・接触者外来」を中止し、原則全ての一般の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の診療を行う体制に移行します。なお、当該時期の判断の検討指標等の事項については、追ってお知らせします。

（問４）新型コロナウイルスに係る医療体制を整備するにあたり、調整すべき関係機関はありますか。

（答）地域の医療関係団体と調整の上、新型コロナウイルスに係る医療体制を整備して下さい。なお、厚生労働省において、日本医師会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会、全日本病院協会、保健所長会等と整備の仕組みについて調整済みです。

（問５）住民に対しどのように周知を行うのですか。

（答）都道府県のホームページや広報紙などを活用して、「帰国者・接触者外来」の対象者や役割、受診手順等の情報の周知をお願いします。

また、その際、感染が疑われる場合は、まずは「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡することとあわせ、「帰国者・接触者相談センター」の電話番号を周知してください。

なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所の一般への公表については原則行わないものとします。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではありません。

（問６）「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置に当たって参考にすべきものはありますか。

（答）「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 30 年６月 21 日一部改定）」の「VI 医療体制に関するガイドライン」を参考にしていただくことが可能です。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf

（問７）「帰国者・接触者外来」の受診者数等について、翌日までに厚生労働省宛てに報告することとなっていますが、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関が土日祝日等で休診している場合も報告が必要でしょうか。（新規）

（答）土日祝日等で医療機関が休診している場合は必要ありません。
ただし、「帰国者・接触者相談センター」がやむを得ず休診している「帰国者・接触者外来」を紹介し、診察を行った場合は報告が必要です。
また、休診中に診察を行っていないことの確認についても休診明けにご確認をお願いします。

（問８）政令市・保健所設置市における「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触外来」の設置状況、受診者数等については、都道府県から報告すればよいでしょうか。（新規）

（答）各都道府県において取りまとめの上、ご報告をお願いします。

（問９）「帰国者・接触者相談センター」に相談した後、「帰国者・接触者外来」を受診するまでの流れを教えて下さい。

（答）「（別添１）帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来受診までの一般的な流れ」をご参照下さい。

○「帰国者・接触者相談センター」について

（問１）「帰国者・接触者相談センター」設置の目的は何ですか。

（答）電話での相談を通じ、疑い例を帰国者・接触者外来へ確実に受診させるよう調整を行うこと等により、まん延をできる限り防止することです。

（問２）「帰国者・接触者相談センター」の設置について教えてください。

（答）「帰国者・接触者相談センター」は２月上旬を目途に、各保健所等に設置してください。「帰国者・接触者相談センター」での対応時間は各都道府県の判断に拠りますが、厚生労働省の新型コロナウイルスに係る電話相談窓口（９：００～２１：００）　土日祝日を含む。）を参考にしてください。また、問い合わせ数に応じて、適宜関係機関に協力を要請し、十分な人員及び、電話回線数を確保するようにしてください。

（問３）「帰国者・接触者相談センター」では何を行いますか。

（答）

- 感染が疑われる者から電話で相談を受けるとともに、「帰国者・接触者外来」の受診が必要と考えられる者が適切に受診できるように調整してください。
- 調整後は「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝えるとともに、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう説明してください。
- 状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整してください。
- 疑い例に該当しない場合は、適切な情報を提供し、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう説明してください。

（問４）「帰国者・接触者相談センター」では何を行いますか。（更新）

（答）

- 自らが疑い例と思われる者から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」の受診が必要かどうかを判断してください。
- 「帰国者・接触者外来」の受診が必要となった場合は、「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝えるとともに、受診前に「帰国者・接触者外来」に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等の受診時に必要と思われる事項について問い合わせるよう説明してください。
- 明らかに疑い例に該当しないと思われる場合は、マスク着用等の感染予防を講じた上で、一般の医療機関へ受診するよう促してください。

なお、一般的な感染予防については、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（※）をご参照ください。

・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整してください。

（※）厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

（問５）「帰国者・接触者相談センター」において、疑い例で症状が重いという方から連絡があった場合、入院加療を考慮して感染症指定医療機関を直接、案内してもよいでしょうか。（新規）

（答）入院加療が必要かどうかの判断は、原則、「帰国者・接触者相談センター」ではなく医療機関である「帰国者・接触者外来」にて、医師により行われるものと思われますので、速やかに「帰国者・接触者外来」を案内してください。

なお、相談内容によっては、感染症病床がある感染症指定医療機関に設置している「帰国者・接触者外来」を案内することも検討するなど、柔軟に対応いただくことは差し支えありません。

○帰国者・接触者外来について

（問１）「帰国者・接触者外来」の設置について教えてください。

（答）

・「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うことができる医療機関に設置して下さい。

・まずは、感染症指定医療機関に設置することを想定していますが、地域の実情に応じ、できるだけ身近な地域で受診できる体制を整備してください。

・２月上旬を目途に二次医療圏内に１箇所以上を目安として、地域の感染状況などを鑑みながら整備してください。

（問２）疑い例の定義を教えてください。

（答）現時点では疑い例とは、患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合をいう。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア　発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ　３７．５℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前１４日以内にＷＨＯの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう）に渡航又は居住していたもの

ウ　３７．５℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前１４日以内にＷＨＯの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ　発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第１４条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 3 日健感発 0203 第２号）を参照。

（問３）入口を分ける必要はありますか。

（答）可能な限り、一般の患者と動線を分けることが望ましいです。

（問４）「帰国者・接触者外来」の診察室について、他の診察室と分けることが望ましいとされているが、陰圧の設備も必要でしょうか。（新規）

（答）疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないように可能な限り動線・診察室を分けている場合、必ずしも陰圧の設備を必要とはしておりません。

○一般の医療機関（「帰国者・接触者外来」を有する医療機関以外）について

（問１）発熱、呼吸器症状の患者が来院した場合、どのように対応したらいいですか。

（答）疑い例に相当するか確認してください。疑い例の場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

（問２）疑い例の患者から電話での相談があった場合、どのように対応したらいいですか。

（答）「帰国者・接触者外来」を設置しない医療機関に対して、感染が懸念される者が直接受診した場合は、当該者にまずは「帰国者･接触者相談センター」に電話等で相談するよう説明する旨を周知してください。

（問３）保育園や学校等に通っている、疑い例の患者が発生した場合、どの様に対応しますか。

（答）「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

○帰国者・接触者外来の設置に対する支援について

（問１）「帰国者・接触者外来」を設置するにあたって必要な経費の補助はあるのでしょうか。（更新）

（答）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日事務連絡）に基づき設置された「帰国者・接触者外来」に限り、保健衛生施設等設備整備費補助金により感染症外来協力医療機関に対して補助する設備と同等の設備を補助することとします。補助対象設備は以下のとおりです。（補助率は１／２）

（１）「HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）」
（２）「HEPA フィルター付パーテーション」
（３）「個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」一式
（４）「簡易ベッド」

詳細は、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（令和２年２月６日・厚生労働省発健０２０６第８号）のＰ４３及びＰ４７を参照ください。

（問２）「帰国者・接触者外来」が保健衛生施設等設備整備費補助金の「感染症外来協力医療機関整備事業」を活用して設備を整備する場合、事後申請となっても経費補助を受けることができるのでしょうか。（更新）

（答）原則は従来どおり、事前協議が必要となりますが、今回については「保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱」の改正に係る事務手続が令和２年２月１日に間に合わなかったため、特例的に「新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制について」（令和２年２月１日事務連絡）が発出された令和２年２月１日以降に整備した設備で、（問１）の回答にある（１）～（４）に該当する設備は補助対象とします。

なお、令和２年２月１日より前に整備したものは、上記（１）～（４）に該当する設備であっても補助対象にはなりませんので注意してください。

以上

帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来受診までの一般的な流れ

別添１

（令和２年２月７日現在）

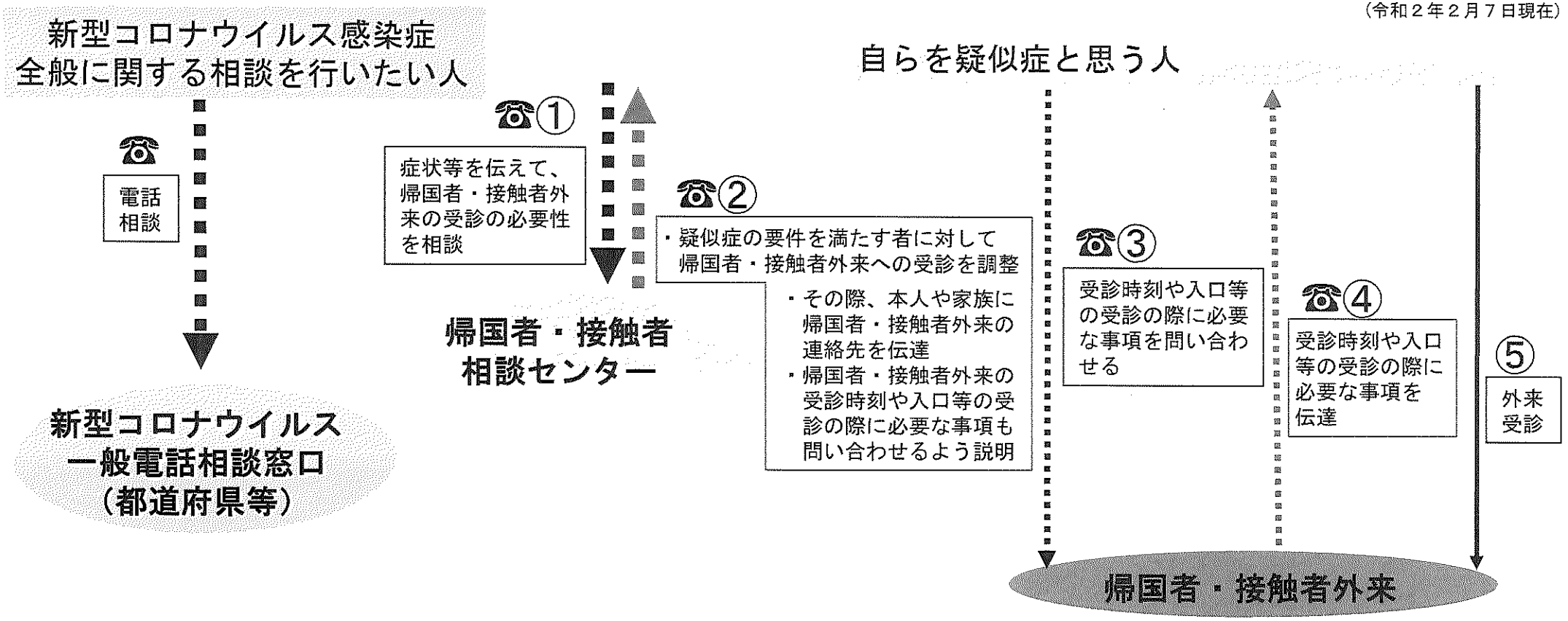

【疑似症の主な要件】
（詳しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和２年２月３日健感発0203第２号厚生労働省結核感染症課長通知）をご参照ください。）

【１】または【２】を満たす者

【１】発症から２週間以内に**「新型コロナウイルス感染者」**と濃厚接触をした者で、
①発熱３７．５度以上　**または**
②呼吸器症状　　を有する者

【２】発症から２週間以内に**「湖北省を訪問した者」**または**「湖北省への渡航歴がある者と濃厚接触をした者」**で
①発熱３７．５度以上　**かつ**
②呼吸器症状　　を有する者